

第 3 回 加 東 市 教 育 委 員 会 次 第

令和 8 年 6 月 2 3 日 (火) 午後 1 時 3 0 分
加東市役所 3 階 3 0 1 会議室

1 開 会

2 教育長挨拶

3 会議録署名委員の指名

4 前回会議録の承認について

5 教育長報告

6 議 題

第 7 号議案 加東市教育委員会就学援助規則の一部を改正する規則制定の件

第 8 号議案 加東市教育委員会就学援助要綱の一部を改正する要綱制定の件

第 9 号議案 教育財産の用途廃止の件

第 1 0 号議案 教育委員会事務局職員の任免の件（非公開）

7 そ の 他

- ・後援名義の許可について
- ・各課主要行事予定・報告

8 閉 会

次回の定例教育委員会

日 時 令和 8 年 7 月 2 8 日（火） 午後 1 時 3 0 分から（予定）

場 所 加東市役所 3 階 3 0 1 会議室

6 月定例教育委員会教育長報告

令和 8 年 6 月 2 3 日

- 1 6 月議会（初日 6 月 1 日 一般質問 6 月 1 7 日、1 8 日 最終日 6 月 2 6 日）

一般質問

- ・ 学校の熱中症対策について
- ・ さんあいセンターの維持管理について
- ・ 部活動の地域展開について

- 2 総務文教常任委員会 6 月 3 日（水）於：第一委員会室

- ・ 認定こども園・保育所及びアフタースクールの利用状況について

- 3 部活動あり方検討委員会 6 月 4 日（木）於：社公民館

- 4 加東市陸上競技選手権大会 6 月 6 日（土）於：小野希望の丘陸上競技場

- 5 加東市校長会 6 月 9 日（火）於：社学園中

- 6 こども園公開保育 6 月 1 2 日（金）於：河高こども園

- 7 加東市ネット見守り隊連絡会 6 月 1 8 日（木）於：市役所

- 8 加東市中学総合体育大会 6 月 1 9 日（金）2 0 日（土）於：各会場

- 9 校長目標設定面談 6 月 2 2 日（月）於：市役所

- 10 定例教育委員会 6 月 2 3 日（火）於：3 0 1

- 11 全国市町村教育委員会研究協議会（オンライン） 6 月 2 5 日（木）於：市役所

- 12 教頭研修会 6 月 2 5 日（木）於：社学園

- 13 加東市管理職選考試験 6 月 2 8 日（日）於：市役所

第7号議案

加東市教育委員会就学援助規則の一部を改正する規則制定の件

加東市教育委員会就学援助規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年6月23日提出

加東市教育長 藤 原 路 寛

加東市教育委員会規則第 号

加東市教育委員会就学援助規則の一部を改正する規則

加東市教育委員会就学援助規則（平成18年加東市教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表により、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。
- (2) 改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分で、改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。
- (3) 改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分で、改正後の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。
- (4) 改正前の欄及び改正後の欄に対応して掲げるその標記部分に下線を付した規定で、その標記部分が異なるものは、改正前の欄に掲げる対象規定を改正後の欄に掲げる対象規定として移動する。

改	正	前	改	正	後
(定義)			(定義)		

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 児童 法第18条に規定する学齢児童のうち、法第72条に規定する<u>学校に就学している児童を除いた者</u>をいう。 (2) 生徒 法第18条に規定する学齢生徒のうち、<u>法第72条に規定する学校に就学している生徒を除いた者</u>をいう。 (3) 〔略〕 (4) 保護者 児童、生徒及び就学予定者の親権を行う者（親権を行う者のないときは、<u>未成年後見人</u>）をいう。 (5) 〔略〕 （受給資格） 第3条 就学援助を受けることができる者は、<u>市内に住所を有し、現に居住している保護者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、加東市立の小学校、中学校及び義務教育学校に区域外就学している児童及び生徒の保護者で、住所地の市区町村教育委員会において就学援助を受けることができないものは、加東市教育委員会がその保護者の住所地の市区町村教育委員会と協議し、必要と認める場合に限り、就学援助を受けることができるものとする。</u>	第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 児童生徒 法第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒のうち、<u>法第72条に規定する特別支援学校に就学している者を除いたもの</u>をいう。 〔削る〕 (2) 〔略〕 (3) 保護者 法第16条に規定する保護者で、<u>児童生徒を現に監護し、かつ、これと生計を同じくする者</u>をいう。 (4) 〔略〕 （受給資格） 第3条 就学援助を受けることができる者は、<u>市の住民基本台帳に記録されている児童生徒の保護者（市の住民基本台帳に記録されている者（配偶者その他親族からの暴力等を理由に避難しているため、市の住民基本台帳に記録されていない場合は、市内に居住している者）に限る。）で、次の各号のいずれかに該当するものとする。</u>
--	---

(1)・(2) 〔略〕 〔新設〕	(1)・(2) 〔略〕
(就学援助の種類) 第4条 〔略〕	(就学援助の種類) 第4条 〔略〕
2 前条第1号に該当する保護者で、生活保護法第13条に規定する教育扶助を受けているものは、前項第1号から第5号まで、第7号から第9号までに掲げる就学援助を受けることができない。 3 第1項第5号に規定する就学援助又は他の市区町村において同様の就学援助を受けた保護者は、当該児童、生徒又は就学予定者に係る同項第4号及び第5号に規定する就学援助を受けることはできない。 (認定の申請)	2 前条第1項第1号に該当する保護者で、生活保護法第13条に規定する教育扶助を受けているものは、前項第1号から第5号まで及び第7号から第9号までに掲げる就学援助を受けることができない。 3 国又は地方公共団体の負担において、第1項各号に掲げる費目に係る援助金その他これに類似したものを受給したときは、当該費目に係る就学援助を受けることはできない。 (認定の申請)
第6条 就学援助を受けようとする保護者（以下「申請者」という。）は当該就学援助を受けようとする年度ごとに、教育委員会に申請し、<u>就学援助の認定を受けなければならない</u>。 (認定及び通知) 第7条 教育委員会は、前条の規定により申請があったときは、審査を行い、就学援助認定の可否を決定しなければならない。	第6条 就学援助を受けようとする保護者（以下「申請者」という。）は、教育委員会に申請しなければならない。 (認定及び通知) 第7条 教育委員会は、前条の規定により申請があったときは、審査を行い、<u>就学援助の認定の可否を決定しなければならない</u>。

2 〔略〕 (援助金の給付及び委任) 第8条 援助金は、前条第1項の規定により認定を受けた保護者（以下「認定保護者」という。）に対し、直接給付する。ただし、認定保護者が<u>援助金の請求、受領及び執行を就学援助の対象とな</u>っている児童又は生徒（以下「対象児童等」という。）の属する学校の校長（以下「校長」という。）に委任することができる。	2 〔略〕 (援助金の給付又は委任) 第8条 援助金は、前条第1項の規定により認定を受けた保護者（以下「認定保護者」という。）に対し、直接給付する。ただし、認定保護者は、<u>児童生徒の属する学校の校長（以下「校長」という。）に援助金の受領及び執行を委任</u>することができる。
2 〔略〕 (異動等の届出) 第9条 認定保護者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を教育委員会に届け出なければならない。 (1) <u>対象児童等</u>が他の小学校、中学校又は義務教育学校に転学したとき。 (2) <u>認定保護者の生活状況、認定基準等に変化が生じたとき</u>。 (3) <u>対象児童等又は就学援助の対象とな</u>っている就学予定者が死亡したとき。 (4) 法第18条の規定により<u>対象児童等</u>を就学させる義務を猶予され、又は免除されたとき。 (5) 認定保護者が市外へ転出したとき。 〔新設〕	2 〔略〕 (異動又は変更の届出) 第9条 認定保護者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を教育委員会に届け出なければならない。 (1) <u>児童生徒</u>が他の小学校、中学校又は義務教育学校に転学したとき。 (2) <u>認定保護者が口座情報等を変更したとき</u>。 (3) <u>児童生徒又は就学援助の対象とな</u>っている就学予定者が死亡したとき。 (4) 法第18条の規定により<u>児童生徒</u>を就学させる義務を猶予され、又は免除されたとき。 (5) <u>認定保護者又は児童生徒が市外へ転出する</u>とき。 2 <u>教育委員会は、前項の規定による届出がない場合において、公簿等によって同項各号に掲げる異動又は変更を確認できるとき</u>

1 この規則は、令和8年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の加東市教育委員会就学援助規則の規定は、この規則の施行の日以後に認定の申請がある就学援助について適用し、同日前に認定の申請があった就学援助については、なお従前の例による。

加東市教育委員会就学援助規則の一部を改正する規則制定（要旨）

1 改正理由

就学援助対象者への確実な援助の実施を目的として、住民サービス向上の観点等から、申請手順を改め、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

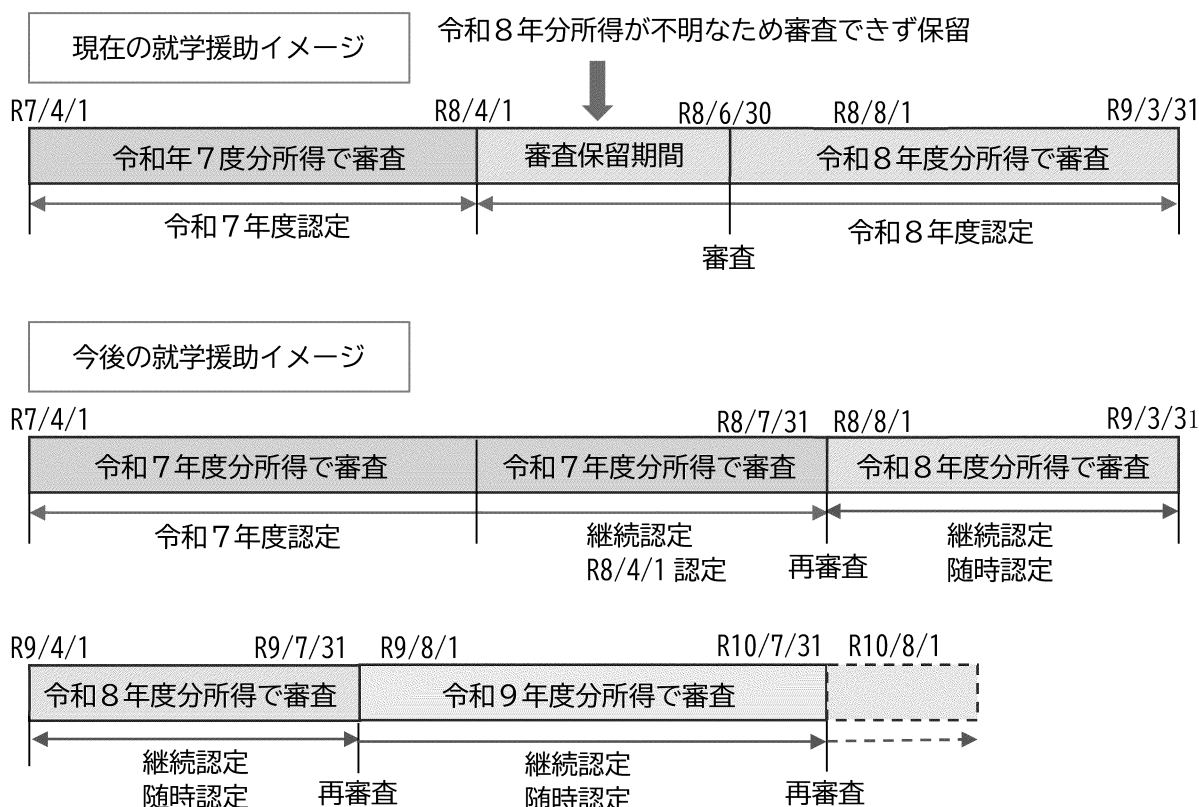
- (1) 住所地の教育委員会と協議による就学援助の認定を改め、国又は地方公共団体の負担において、就学援助の費目に係る援助金その他これに類似したものを受給したときは、当該費目に係る援助金を受けることができないものに改めること。（第3条及び第4条関係）
- (2) 年度ごとの申請から随時の申請に改めること。（第6条関係）
- (3) 就学援助に関する事務の執行を学校から教育委員会に改めること。（第13条関係）
- (4) 文言・条文を整理すること。（第2・4・7・8・9・11条関係）

3 施行期日 令和8年8月1日

就学援助の規則・要綱改正について

年度ごとの認定を継続認定とする理由

これまで、就学援助は年度ごとに認定していたが、6月30日を遡及適用の期限としていたため、実質2週間で審査を完了しなければならず、事務負担が大きかった。また、中学校・義務教育学校（後期課程）の修学旅行が4～5月に実施されるため、7月以降に申請のあった場合は、修学旅行費を支給できないケースがあった。継続認定とすることで、就学援助対象者への確実な援助を実施する。



住所地の教育委員会と協議による就学援助の認定を改める理由

これまで、他市に住民登録がある児童生徒で、特別な理由がなくとも、認定要件を満たしていれば、他市の教育委員会と協議の上、加東市で就学援助を行う事例が増加していた。これを、住基要件を入れることによりDV等による避難の場合に限定するよう改める。

私立学校に通う児童生徒の保護者を対象外とする理由

就学援助は、経済的理由により学校に通うことが困難な保護者に、教育に係る費用の一部を援助し、義務教育の円滑な実施に資することを目的としている。

私立学校を選択する児童生徒の保護者は、一般的には経済的に困窮していると言い難い。また、私立学校の児童生徒を対象に入れると、当該私立学校に通う通学費も支援することになることから、対象外とする。

第8号議案

加東市教育委員会就学援助要綱の一部を改正する要綱制定の件

加東市教育委員会就学援助要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年6月23日提出

加東市教育長 藤 原 路 寛

加東市教育委員会告示第 号

加東市教育委員会就学援助要綱の一部を改正する要綱

加東市教育委員会就学援助要綱（平成18年加東市教育委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

次の表により、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。
- (2) 改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分で、改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。
- (3) 改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分で、改正後の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。
- (4) 改正前の欄及び改正後の欄に対応して掲げるその標記部分に下線を付した規定で、その標記部分が異なるものは、改正前の欄に掲げる対象規定を改正後の欄に掲げる対象規定として移動する。
- (5) 改正前の欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定で、改正後の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改 正 前	改 正 後
(認定基準) 第2条 規則第3条第2号に規定する認定基準は、次に定めるところによる。 (1) 前年度又は当該年度において、次のいずれかに該当する場合 ア 保護者の属する世帯が生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護の停止又は廃止になったとき イ 保護者及び保護者の属する世帯の世帯員（以下「保護者等」という。）の市町村民税が非課税の場合 ウ 保護者等が市町村民税の減免を受けたとき エ 保護者等が個人事業税の減免を受けたとき オ 保護者等が固定資産税の減免を受けたとき カ 保護者等が国民年金保険料の全額免除を受けたとき キ 保護者等が国民健康保険税の減免（加東市国民健康保険条例（平成18年加東市条例第52条）第27条第1項第2号の適用を受けた場合を除く。）を受けたとき ク 保護者等の属する世帯が生活福祉資金の貸付けを受けたとき ケ 保護者等が職業安定所登録日雇労働者である場合 (2) 〔略〕 (3) 前2号に掲げるもののほか、前年の総所得額が次の表に定め	(認定基準) 第2条 規則第3条第2号に規定する認定基準は、次に定めるところによる。 〔削る〕 (1) 〔略〕 (2) 前号に掲げるもののほか、前年の総所得額が次の表に定め

める所得基準額以下の世帯 〔略〕 (4) <u>前3号</u>に掲げるもののほか、特別の理由があり、校長又は民生委員の副申により特に加東市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めた者 （就学援助の種類） 第3条 規則第4条第1項各号に掲げる就学援助の対象となる費用は、それぞれ次に定めるところによる。 (1) 〔略〕 (2) 校外活動費 児童又は生徒が学校行事としての校外活動に参加する場合に必要な交通費、宿泊費及び見学料（ただし、<u>第6号</u>の修学旅行費の対象経費となる場合、他の制度の補助金等の対象経費となる場合及び他の制度で助成される場合を除く。） (3)・(4) 〔略〕 (5) 新入学児童生徒学用品準備金 規則第2条第3号に規定する就学入学予定者又は6年生の児童が翌年度に通常必要とするランドセル、カバン、通学着、通学用靴、雨靴、雨傘等を購入するための費用 (6)～(10) 〔略〕 （認定の申請等）	る所得基準額以下の世帯 〔略〕 (3) <u>前2号</u>に掲げるもののほか、特別の理由があり、校長又は民生委員の副申により特に加東市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めた者 （就学援助の種類） 第3条 規則第4条第1項各号に掲げる就学援助の対象となる費用は、それぞれ次に定めるところによる。 (1) 〔略〕 (2) 校外活動費 児童又は生徒が学校行事としての校外活動に参加する場合に必要な交通費、宿泊費及び見学料（ただし、<u>規則第4条第1項第6号</u>の規定による修学旅行費の対象経費となる場合、他の制度の補助金等の対象経費となる場合及び他の制度で助成される場合を除く。） (3)・(4) 〔略〕 (5) 新入学児童生徒学用品準備金 規則第2条第2号に規定する就学予定者又は6年生の児童が翌年度に通常必要とするランドセル、カバン、通学着、通学用靴、雨靴、雨傘等を購入するための費用 (6)～(10) 〔略〕 （認定の申請）
---	--

第4条 規則第6条の規定による申請（以下「申請」という。）<u>（就学予定者の保護者が行う申請を除く。）</u>は、<u>就学援助費受給申請書（様式第1号）に就学援助を必要とする理由を記し、教育委員会に申請するものとする。</u> 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 2 就学予定者の保護者が行う申請は、<u>就学援助新入学児童生徒学用品準備金（入学準備金）受給申請書（様式第2号）に就学援助を必要とする理由を記し、教育委員会が指定する日までに申請するものとする。</u> 3 規則第7条第2項の規定による通知は、<u>次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。</u> 〔1〕 <u>認定することの決定 就学援助認定通知書（様式第3号）</u> 〔2〕 <u>認定しないことの決定 就学援助否認認定通知書（様式第4号）</u> （援助の適用時期）	第4条 規則第6条の規定による申請（以下「申請」という。）は、<u>次に掲げる事項を記載した文書により、行わなければならない。</u> 〔1〕 <u>申請する保護者の氏名及び住所</u> 〔2〕 <u>就学援助の対象となる児童又は生徒の氏名及び生年月日並びに在籍又は在籍予定の学校の名称及び学年</u> 〔3〕 <u>規則第7条第1項の審査に当たり、教育委員会が申請する保護者及びその者と生計を同じくする者の住民基本台帳情報、所得状況並びに生活保護及び児童扶養手当の受給状況を確認し、又は調査することに同意する旨</u> 2 規則第2条第2号に規定する就学予定者の保護者が行う申請は、<u>教育委員会が指定する日までに行わなければならない。</u> 〔削る〕 （援助の適用時期）
---	--

第5条 <u>規則第3条第1号に規定する受給資格要件を満たす保護者</u>に対する<u>規則第4条第1項に規定する援助は、4月1日（新たに同号に規定する受給資格要件を満たした場合には、当該同号に規定する受給資格要件を満たした日）から行うものとする。</u> 2 <u>規則第3条第2号に規定する受給資格要件を満たす保護者（以下この項及び次項において「第2号対象者」という。）に対する規則第4条第1項に規定する援助は、申請のあった日（市に転入した保護者が当該転入の日の属する月と同月に申請をした場合であって、当該保護者が当該転入前の市区町村（その市区町村が複数あるときは、そのいずれかの市区町村）から当該市区町村の転出の日の前日において同項第1号の学用品費及び通学用品費の援助に類する援助を受けていたときは、申請のあった日の属する月の翌月の初日）から行うものとする。ただし、第2号対象者が申請をした日が4月1日から6月30日までのときは、当該申請があった日の属する年度の4月1日から援助するものとする。</u> 3 <u>前項の規定にかかわらず、当該年度に新たに第2号対象者となった保護者のうち、4月1日から6月30日までに申請したものは、規則第3条第2号に規定する受給資格要件を満たした日から援助するものとする。</u> 4 <u>前3項の規定にかかわらず、規則第4条第1項第5号に規定す</u>	第5条 <u>規則第3条第1項第1号に規定する者に対する援助は、4月1日（新たに同号に規定する受給資格要件を満たした場合においては、当該受給資格要件を満たした日）から行うものとする。</u> 2 <u>規則第3条第1項第2号に規定する者（以下「第2号対象者」という。）に対する援助は、申請のあった日（新たに同号に規定する受給資格要件を満たした場合には、当該受給資格要件を満たした日）から行うものとする。ただし、新たに第2号対象者となった保護者が申請をした日が4月1日から4月30日までで、4月1日時点で規則第3条第1項第2号に規定する受給資格要件を満たしているときは、当該申請があった日の属する年度の4月1日から援助するものとする。</u> 3 <u>前2項の規定にかかわらず、市に転入した保護者が前住所地を転出した日の属する月と同月に申請し、転入前の市区町村から規則第4条第1項に規定する就学援助に類する援助を転出の日の属する月まで受けていたときは、翌月の初日から援助するものとする。</u> 4 <u>第3項の規定にかかわらず、規則第4条第1項第5号に規定す</u>
--	---

る援助は、申請のあった日の翌年度に加東市内の小学校、中学校又は義務教育学校に入学を予定する者の保護者が、教育長が定める申請期間に申請をした場合において、<u>当該年度に援助するものとする。</u> (援助金の給付) 第6条 援助金は、<u>4月から7月までを1学期分とし、8月から12月までを2学期分とし、1月から3月までを3学期分として規則第7条第1項の規定により認定を受けた保護者（以下「認定保護者」という。）に支給するものとする。</u> [新設] 2 前項の規定にかかわらず、<u>第3条第4号に規定する新入学児童生徒学用品費等は、前条第2項のただし書により第2号対象者となつた認定保護者に、速やかに支給するものとする。</u> [新設] 3 第1項の規定にかかわらず、<u>第3条第5号に規定する新入学児童生徒学用品準備金は、当該費用に係る就学援助の申請があつた日の属する年度に支給するものとする。</u> [新設] 4 第1項の規定にかかわらず、<u>第3条第7号に規定する学校給食費は、原則として当月分を翌月に支給するものとする。</u> 2 <u>規則第8条第1項本文の規定による援助金の給付は、口座振替によるものとし、認定保護者が指定した口座に振り込むものとする。</u> 3 <u>規則第8条第1項ただし書の規定により校長が認定保護者か</u>	る援助は、申請のあった日の翌年度に加東市内の小学校、中学校又は義務教育学校に入学を予定する者の保護者が、教育長が定める申請期間に申請をした場合において、<u>申請のあった日の属する年度に援助するものとする。</u> (援助金の支給) 第6条 援助金は、<u>4月から7月までを1学期分とし、8月から12月までを2学期分とし、1月から3月までを3学期分として規則第7条第1項の規定により認定を受けた保護者（以下「認定保護者」という。）に支給するものとする。</u> 2 前項の規定にかかわらず、<u>第3条第4号に規定する新入学児童生徒学用品費等は、前条第2項のただし書により第2号対象者となつた認定保護者に、速やかに支給するものとする。</u> 3 第1項の規定にかかわらず、<u>第3条第5号に規定する新入学児童生徒学用品準備金は、当該費用に係る就学援助の申請があつた日の属する年度に支給するものとする。</u> 4 第1項の規定にかかわらず、<u>第3条第7号に規定する学校給食費は、原則として当月分を翌月に支給するものとする。</u> 5 援助金の支給は、<u>口座振替によるものとし、認定保護者が指定した口座に振り込むものとする。</u> 6 <u>規則第8条第1項ただし書の規定により校長が認定保護者か</u>
---	--

ら委任を受けたときは、<u>援助金の請求、受領及び執行を速やかに 行うものとする。</u> 〔新設〕 〔新設〕 (異動の届出等) 第7条 <u>規則第9条による届出は、就学援助に係る異動等届出書 (様式第5号)により行うものとする。</u> 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 (認定の取消し及び援助金の返還) 第8条 <u>規則第11条の規定により認定を取り消したときは、就学 援助認定取消通知書(様式第6号)により当該認定保護者に通知 するものとする。</u> 2 <u>規則第12条の規定により援助金の返還を命ずるときは、就学 援助金返還命令通知書(様式第7号)により行うものとする。</u> (認定の取消しに伴う援助の適用) 第9条 <u>規則第11条の規定により認定を取り消した場合、規則第 4条第1項第1号に規定する援助は、認定の取消し事由発生の日</u>	ら委任を受けた場合で、次の各号のいずれかに該当するときは、 教育委員会が適当と認める方法に変更することができる。 (1) <u>認定保護者が支給される金銭を紛失し、浪費し、又は目的外 に使用するおそれがあると認められるとき。</u> (2) <u>認定保護者が学校徴収金を滞納したとき。</u> (異動の届出) 第7条 <u>規則第9条第1項の規定による届出は、次に掲げる事項を 記載した文書により行うものとする。</u> (1) <u>届出をする保護者の氏名及び住所</u> (2) <u>就学援助の対象となっている児童又は生徒の氏名及び生年 月日並びに在籍又は在籍予定の学校の名称及び学年</u> (3) <u>申請の内容で変更が生じた事項</u> (認定の取消通知等) 第8条 <u>規則第11条の規定により認定を取り消したときは、その 理由を記載した文書により当該認定保護者に通知するものとす る。</u> 2 <u>規則第12条の規定により援助金の返還を命ずるときは、その 金額を記載した文書により行うものとする。</u> (認定の取消しに伴う援助の適用) 第9条 <u>規則第11条の規定により認定を取り消した場合、規則第 4条第1項第1号及び第9号に規定する援助は、認定の取消し事</u>
--	--

の属する月の末日まで、同項第2号から第9号までに規定する援助は、認定の取消し事由発生の日までとする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 (通知) 第10条 教育委員会は、規則第4条第1項第5号に規定する援助金の対象となった児童又は生徒が小学校、中学校、義務教育学校又は特別支援学校に入学したときは、援助金を支給した旨を当該学校に通知するものとする。 2 教育委員会は、規則第4条第1項第5号に規定する援助金を受けた保護者が転出したときは、援助金を支給した旨を転出先の市区町村に通知するものとする。	由発生の日の属する月の末日まで、同項第2号から第8号までに規定する援助は、認定の取消し事由発生の日までとする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 (通知) 第10条 [削る] 教育委員会は、規則第4条第1項第5号に規定する援助金を受けた保護者が転出したときは、援助金を支給した旨を転出先の市区町村に通知するものとする。
---	--

〔削る〕

様式第1号(第4条関係)
(あて先) 加東市教育委員会
年度就学援助費受給申請書

就学援助費の受給のため、下記のとおり必要書類を添えて申請します。
・認定書等に際し、加東市教育委員会が申請者及び生計を一にしている世帯員の住民基本台帳情報、所得状況及び生活保護・児童扶養手当の受給状況を確認し、又は照会すること同意します。
・必要に於いて、加東市教育委員会が学校長又は民生児童委員へ意見を求めることに同意します。
・学校徴収金に未納が生じた場合、就学援助費の受給に關する一切の権限を在籍する学校長に委任します。
・学校給食費については現物給付とすることに同意します。
・申請後に家庭の状況に変更があった場合は、当該児童生徒が在籍する学校又は教育委員会へ連絡します。
申請日 年 月 日

申請者 (保護者)	フリガナ	自宅	電話番号
		携帯	

住所	加東市	番地	種家・賃貸住宅
団地・アパート等の名称	居室番号	号	その他()

家庭の状況(就学援助の対象となる児童生徒を含む、同一世帯員全員を記入してください。)

名前	生年月日	続柄	職業等	学校名	学年
1	・ ・	世帯主			
2	・ ・				
3	・ ・				
4	・ ・				
5	・ ・				
6	・ ・				
7	・ ・				
8	・ ・				

※続柄…住民票票本の続柄(例：子・子の子・同居人等)を記入してください。

申請の理由及び状況

【申請の理由】該当する番号に○を付け、関係書類の写しを添付してください。
1 生活保護を受けている
2 生活保護が停止又は廃止となった(廃止・停止の時期 年 月 日)
3 市町村民税が非課税であった
4 国民年金保険料が全額免除となった
5 児童扶養手当の支給を受けている(証書番号 号 有効期限 年 月 日)
6 前年中の所得が認定基準額以下であった
7 上記以外の認定条件に該当している
(□市町村民税の減免 □個人事業税の減免 □固定資産税の減免 □国民健康保険税の減免 □生活福祉資金の貸付け □職業安定所登録日前労働者)
8 その他の理由

【就学援助受給状況】該当する番号に○を付けてください。
1 はじめての受給(申請)である
2 前年度受給した
3 入学準備金を受給した □受給していない

振込先(保護者名義) □新規 □継続 □変更

金融機関名	銀行	本店	普通	口座番号
	信用金庫	支店	当座	
	農協	出張所		
金融機関コード		店番号		口座番号

※前年度に加東市から就学援助を受けられ、振込先に変更がない方は口座情報の記入は不要です。

- 18 -

[削る]

様式第2号 (第4条関係)

年度就学援助新入学児童生徒学用品準備金 (入学準備金) 受給申請書

(あて先) 加東市教育委員会
新入学児童生徒学用品準備金の受給のため、必要書類を添えて申請します。また、以下の事について誓約し、同意します。

- 1 支給決定された場合、受給した援助金は対象児童の入学準備のために使用します。
- 2 対象児童は加東市以外から新入学にかかる準備金を受け取っていません。また、その予定もありません。
- 3 上記、誓約に反した場合は、入学準備金を全額返金します。
- 4 翌年度入学した学校に対し、加東市が入学準備金を支給した旨を通知する事に同意します。
- 5 認定資格に際し、加東市教育委員会が申請者及び生計を一にしている世帯員の住民基本台帳情報、所得状況及び生活保護・児童扶養手当の受給状況を確認し、又は調査することに同意します。
- 6 必要に応じて、加東市教育委員会が学校長又は民生児童委員へ意見を求めることに同意します。
- 7 転出した場合、加東市が転出先の市区町村に対し入学準備金を支給した旨を通知することに同意します。

申請者 (保護者)	フリガナ	電話番号
	自宅	— — — — —
	携帯	— — — — —
住所	加東市 田崎・アバート 等の名称	番地 居室 番号
援助対象となる児童生徒	氏名	生年月日
1		年月日
家庭の状況 (上記の対象児童生徒を除く同 世帯員全員をご記入ください)	生年月日	続柄
2		世帯主
3		
4		
5		
6		
7		
※続柄・・・住民票謄本の続柄 (例：子・子の子・同居人等) を記入してください。		
申請の理由及び状況		
【申請の理由】 該当する番号に○を付け、関係書類を添付してください。		
1 生活保護が停止又は廃止となった (廃止・停止の期別 年 月 日)		
2 市民税が非課税であった		
3 国民年金保険料が全額免除となった		
4 児童扶養手当の支給を受けている (証番号第 号 有効期限 年 月 日)		
5 前年中の所得が認定基準額以下であった		
6 上記以外の認定条件に該当している (□市民税の減免 □個人事業税の減免 □固定資産税の減免 □国民健康保険料の減免 □生活福祉資金の貸付 □職業安定所登録日部分減免)		
7 その他の理由		
【就学援助受給状況】 該当する番号に○を付けてください。		
1 はじめての受給 (申請) である		
2 以前に受給したことがある (年度)		
3 現在、就学援助 (必要保護) の認定を受けている児童がいる		
振込先 (保護者名義)	□新規 □継続 □変更	
金融機関名	銀行	本店
口座番号	信用金庫	支店
支店番号	農協	出張所
口座番号	当座	口座番号
※就学援助受給状況の方は、口座情報の記入は不要です。(継続にレを入れてください)		

〔削る〕

様式第3号 (第4条関係)

就学援助認定通知書

年 月 日

様

加東市教育委員会

下記の者を 年 月 日より要保護(要保護)児童生徒として認定しましたので通知します。

記

認定者

学 校 名	
ふ り が な	
児童・生徒氏名	
住 所	
学 年	

〔削る〕

様式第4号(第4条関係)

就学援助否認定通知書

年 月 日

様

加東市教育委員会

下記の者を就学援助児童生徒として認定しないことに決定しましたので通知します。

記

否認定者

学 校 名	
ふりがな	
児童・生徒氏名	
住 所	
学 年	

否認定の理由

[削る]

様式第5号（第7条関係）

就学援助に係る異動等届出書

年 月 日

加東市教育委員会 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

下記のとおり、就学援助児童生徒に異動等がありましたので、届け出ます。

記

1 対象児童生徒の状況

対象児童生徒名	学校	年
学校名・学年	現在の 認定種別	要保護・準要保護
異動年月日	年 月 日	

2 異動内容（該当する項目のみ記入）

異動項目	変更前	変更後
学校名	学校	学校
住 所		
氏 名		
金融機関名		
支 店 名		
預金種別・口座番号		
フリガナ		
口座名義人		
世帯構成		
異動理由 （該当番号を○で 囲んでください）	1 転学 2 生活状況等の変化（詳しく記入） 3 対象児童等の死亡 4 法第18条の規定による対象児童を 廃学させる義務の猶予又は免除 5 認定保護者が市外へ転出 6 その他 []	
その他記入欄（異動理由・特記すべきことをご記入ください。）		

〔削る〕

様式第6号(第8条関係)

年 月 日

様

加東市教育委員会

就学援助認定取消通知書

下記の理由により 年 月 日付けで就学援助の認定を取り消しましたので
通知します。

記

- 1 認定取消し児童生徒氏名
- 2 認定取消しの理由

〔削る〕

様式第7号(第8条関係)

年 月 日

様

加東市教育委員会

就学援助金返還命令通知書

加東市教育委員会就学援助規則第12条の規定に基づき、下記のとおり援助金の返還を命じます。

記

1 認定取消し児童生徒名

2 援助金返還総額

内 訳

規則第4条第1項に記載の費目	金 額
合 計	

3 返還期日 年 月 日 までに学校へ持参してください。

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の加東市教育委員会就学援助要綱の規定は、この告示の施行の日以後に認定の申請がある就学援助について適用し、同日前に認定の申請があった就学援助については、なお従前の例による。

3 改正前の第5条第2項ただし書き及び第3項の規定にかかわらず、令和8年7月1日から同月31日までの間になされた認定の申請に係る就学援助については、同条第2項ただし書き及び第3項中「6月30日」とあるのは「7月31日」とする。

加東市教育委員会就学援助要綱の一部を改正する要綱制定（要旨）

1 改正理由

就学援助対象者への確実な援助の実施を目的として、住民サービス向上の観点等から、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

- (1) 認定基準として採用事例の少ないものを整理すること。（第2条関係）
- (2) 6月30日までの申請は、4月1日に認定を遡及適用していたものを4月30日までに申請に改めること。（第5条関係）
- (3) 援助金の支給は学期ごとに支給し、学校給食費は原則毎月支給し、新入生児童生徒学用品費は入学のため新たに4月1日に認定となったものに支給し、新入学児童生徒学用品準備金は申請のあった日の当該年度に支給すること。（第6条関係）
- (4) 文言・条文を整理すること。（第3・4・7・8・9・10条関係）

3 施行期日 令和8年8月1日

第 9 号議案

教育財産の用途廃止の件

下記のとおり教育財産の用途を廃止することについて、承認を求める。

令和 8 年 6 月 2 3 日提出

加東市教育長 藤 原 路 寛

記

1 社小学校の用途廃止について

(1) 用途廃止する教育財産の内容

- ①所在地 加東市社 1550 番地
- ②名 称 社小学校
- ③土 地 面積 27, 535 m²
- ④建物等

施設名称	構 造	面積等	図面 番号
屋内運動場	鉄筋コンクリート造 2 階建	1, 093 m ²	①
教室棟	鉄筋コンクリート造 3 階建	1, 784 m ²	②
管理・教室棟	鉄筋コンクリート造 3 階建	3, 080 m ²	③
便所	鉄筋コンクリート造平屋建	25 m ²	④
倉庫	鉄骨その他造平屋建	84 m ²	⑤
倉庫	鉄骨その他造平屋建	32 m ²	⑥
体育用具倉庫	鉄骨その他造平屋建	68 m ²	⑦
特別教室棟	鉄筋コンクリート造 3 階建	795 m ²	⑧
プール専用付属室	木造平屋建	78 m ²	⑨
プール専用付属室	木造平屋建	69 m ²	⑩
プール施設	FRP 製	大プール 425 m ² 小プール 120 m ²	⑪

(2) 用途廃止する理由

学校閉校後の利活用に向けた整備のため

(3) 用途廃止する期日

令和7年4月1日

2 福田小学校の用途廃止について

(1) 用途廃止する教育財産の内容

①所在地 加東市沢部 613 番地 1

②名 称 福田小学校

③建物等

施設名称	構 造	面積等	図面 番号
管理・教室棟	鉄筋コンクリート造3階建	3, 072 m ²	⑫
便所	鉄骨その他造平屋建	25 m ²	⑬
倉庫	鉄骨その他造平屋建	84 m ²	⑭
プール専用付属室	鉄骨その他造平屋建	131 m ²	⑮
倉庫	鉄骨その他造2階建	153 m ²	⑯
特別教室棟	鉄筋コンクリート造3階建	617 m ²	⑰
プール施設	アルミ製	大プール 325 m ² 小プール 91 m ²	⑱

(2) 用途廃止する理由

学校閉校後の利活用に向けた整備のため

(3) 用途廃止する期日

令和7年4月1日

3 米田小学校の用途廃止について

(1) 用途廃止する教育財産の内容

①所在地 加東市上久米 1693 番地

②名 称 米田小学校

③建物等

施設名称	構 造	面積等	図面 番号
管理・教室棟	鉄筋コンクリート造3階建	2, 369 m ²	⑲
ポンプ室	鉄骨その他造平屋建	7 m ²	⑳

体育倉庫	鉄骨その他造平屋建	4 1 m ²	㉑
倉庫	鉄骨その他造平屋建	1 4 m ²	㉒
倉庫	鉄骨その他造平屋建	1 7 m ²	㉓
プール専用付属室	鉄骨その他造平屋建	7 5 m ²	㉔
倉庫	鉄骨その他造平屋建	4 7 m ²	㉕
体育倉庫	鉄骨その他造平屋建	1 3 5 m ²	㉖
プール施設	アルミ製	4 2 5 m ²	㉗

(2) 用途廃止する理由

学校施設整備に伴う解体のため

(3) 用途廃止する期日

令和7年4月1日

4 三草小学校の用途廃止について

(1) 用途廃止する教育財産の内容

①所在地 加東市上三草 118 番地

②名 称 三草小学校

③建物等

施設名称	構 造	面積等	図面 番号
倉庫	木造平屋建	9 4 m ²	㉘
プール専用付属室	鉄骨その他造平屋建	6 5 m ²	㉙
管理・教室棟	鉄筋コンクリート造平屋建	6 2 5 m ²	㉚
教室棟	鉄筋コンクリート造平屋建	3 8 0 m ²	㉛
教室棟	鉄筋コンクリート造平屋建	5 1 4 m ²	㉜
特別教室棟	鉄筋コンクリート造平屋建	3 8 5 m ²	㉝
渡り廊下	鉄筋コンクリート造平屋建	1 9 m ²	㉞
渡り廊下	鉄筋コンクリート造平屋建	3 5 m ²	㉟
倉庫	鉄骨その他造平屋建	6 0 m ²	㊱
倉庫	鉄骨その他造平屋建	3 2 m ²	㊲
特別教室棟	鉄筋コンクリート造平屋建	1 6 5 m ²	㊳
プール施設	アルミ製	大プール 3 2 5 m ² 小プール 7 5 m ²	㊴

(2) 用途廃止する理由

学校閉校後の利活用に向けた整備のため

(3) 用途廃止する期日

令和7年4月1日

5 鴨川小学校の用途廃止について

(1) 用途廃止する教育財産の内容

①所在地 加東市平木 1308 番地

②名 称 鴨川小学校

③建物等

施設名称	構 造	面積等	図面 番号
便所	鉄筋コンクリート造平屋建	2 0 m ²	④⑩
プール専用付属室	鉄骨その他造平屋建	6 4 m ²	④⑪
教室棟	鉄筋コンクリート造2階建	1, 6 9 7 m ²	④⑫
ふるさと学習準備室	鉄骨その他造平屋建	2 9 m ²	④⑬
プール施設	アルミ製	3 2 5 m ²	④⑭

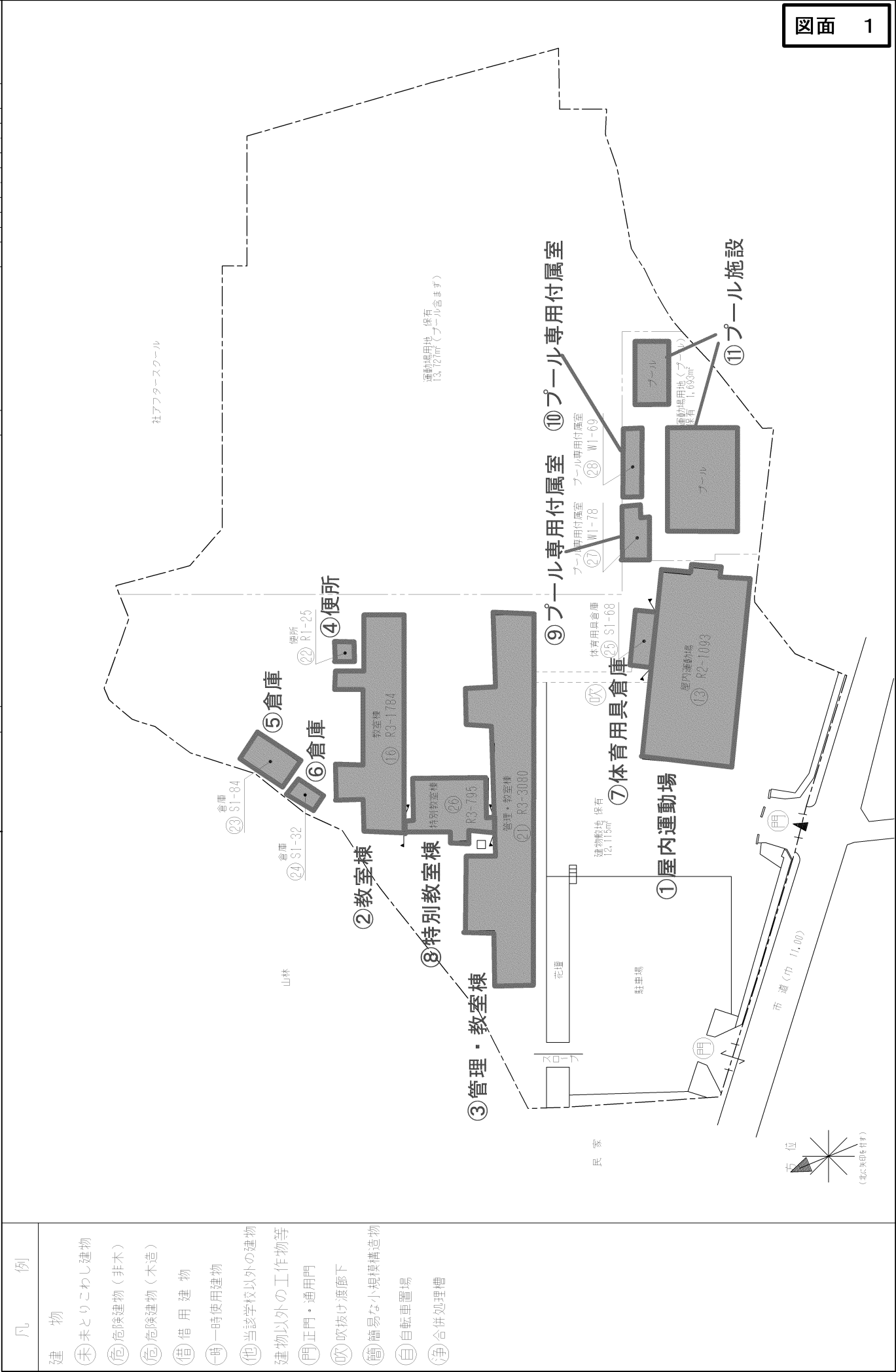
(2) 用途廃止する理由

学校閉校後の利活用に向けた整備のため

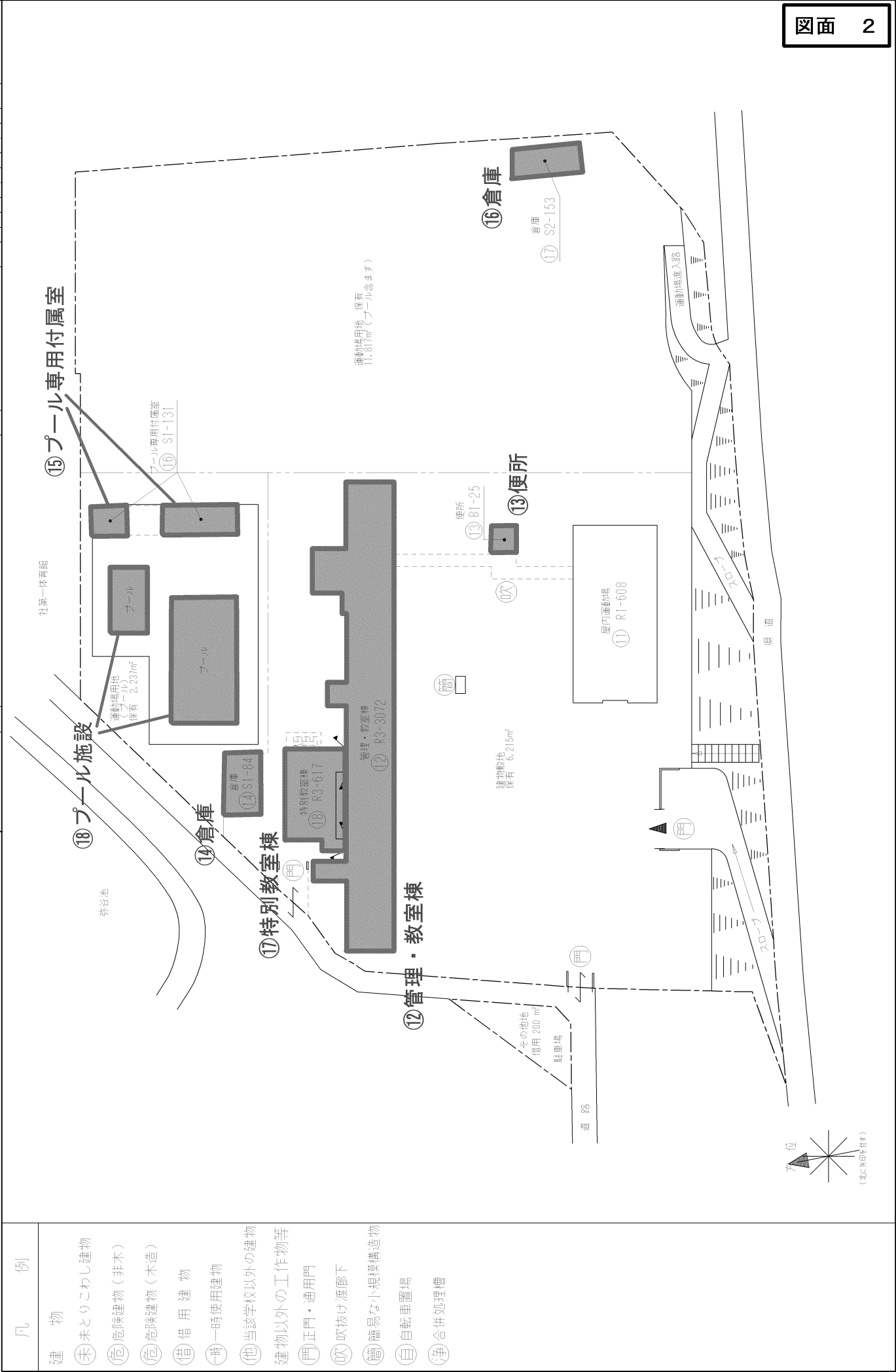
(3) 用途廃止する期日

令和7年4月1日

施設の配置図	縮尺	0 5 10 20 30 40 50 m	校名	社 小学校	通 達 番号	218 228 091711	(学 校)	218 228 091711	1226
--------	----	----------------------	----	-------	--------	----------------	---------	----------------	------

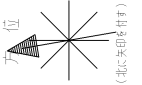
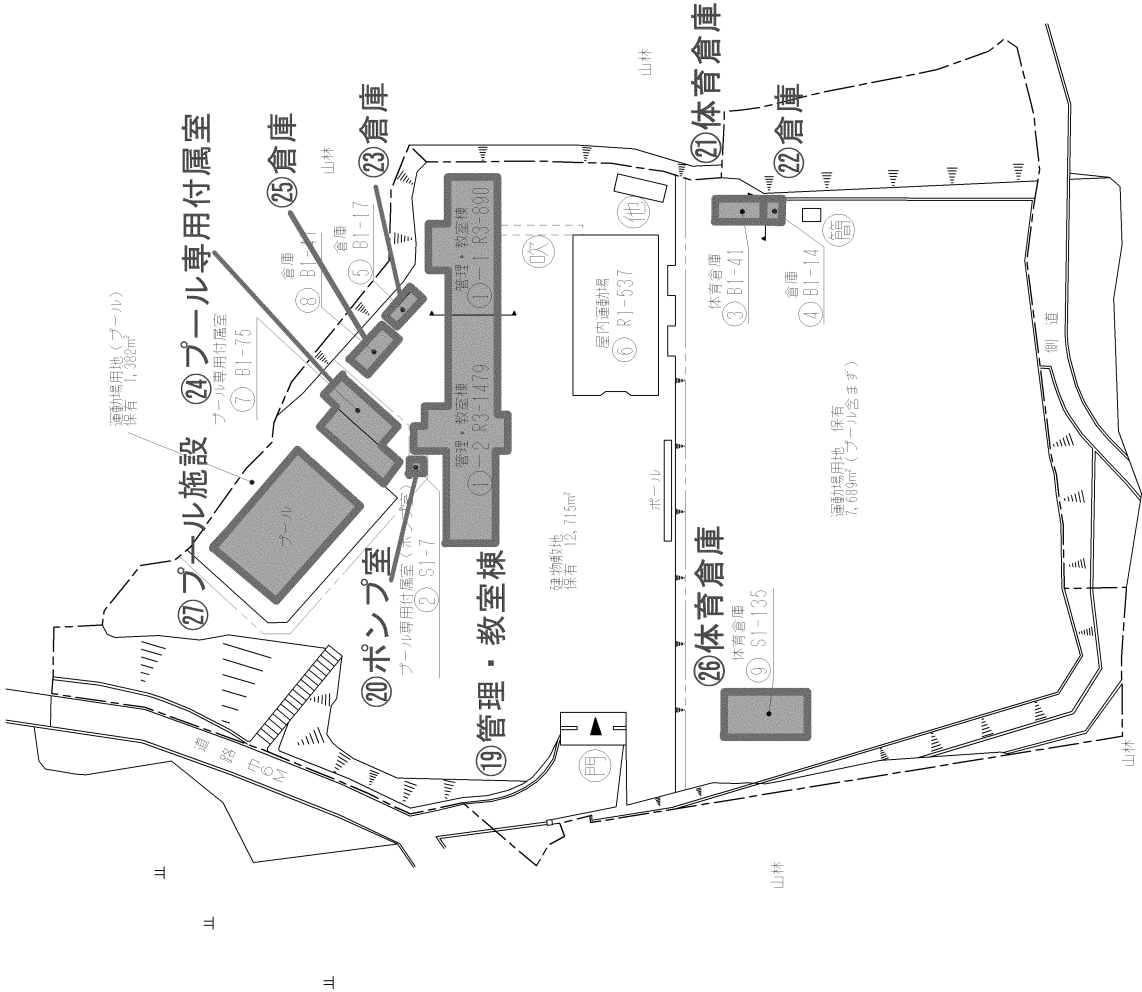


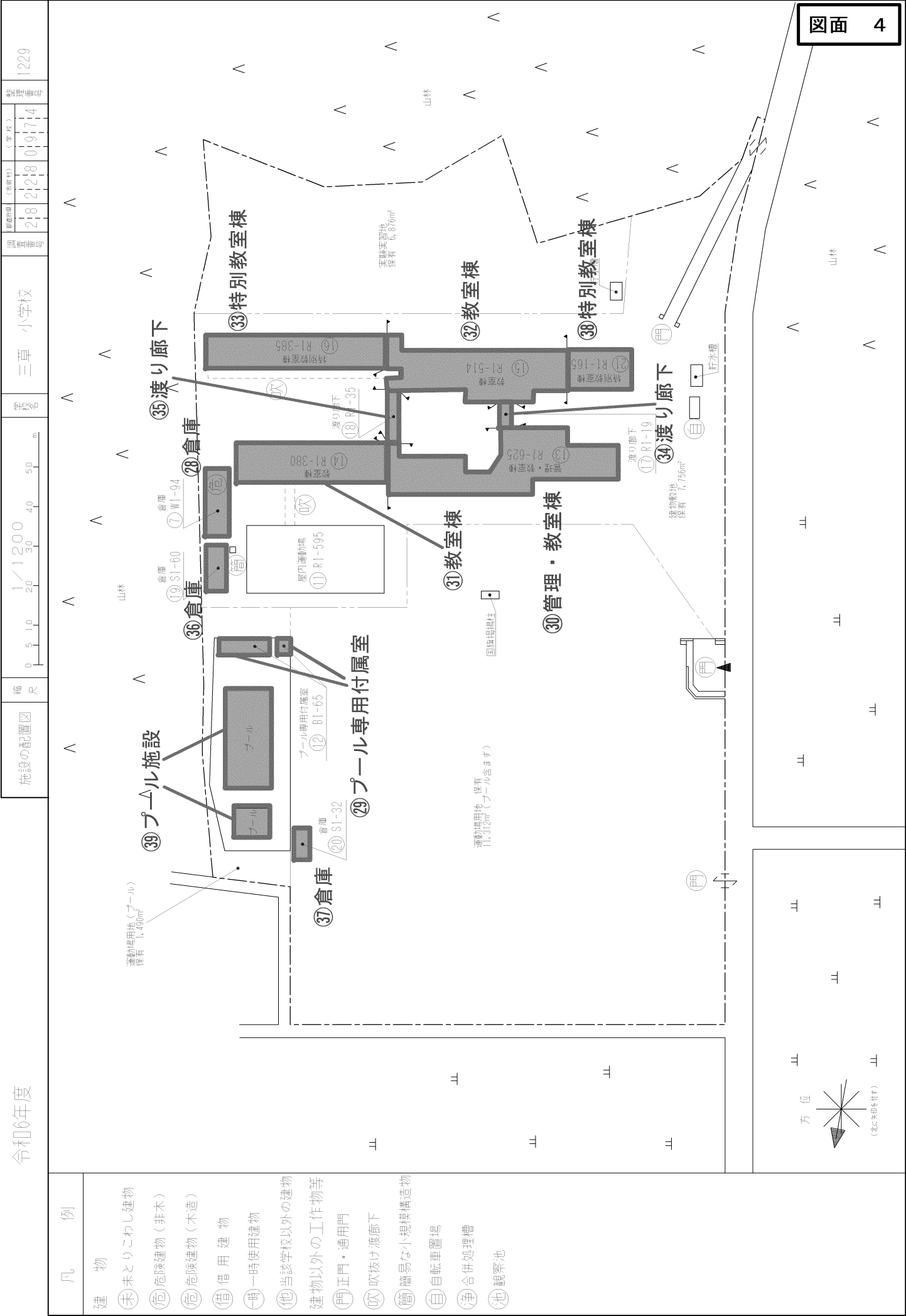
施設の配置図	縮尺	0 5 10 20 30 40 m	校名	福田 小学校	調査年度	28 228 09172	(学校)	整理年度	1227
--------	----	-------------------	----	--------	------	--------------	------	------	------



施設の配置図	縮尺	1/1500	校名	米田 小学校	調査年度	28	22	28	09	17	3	図面番号	1228
						2	8	2	2	8	0		

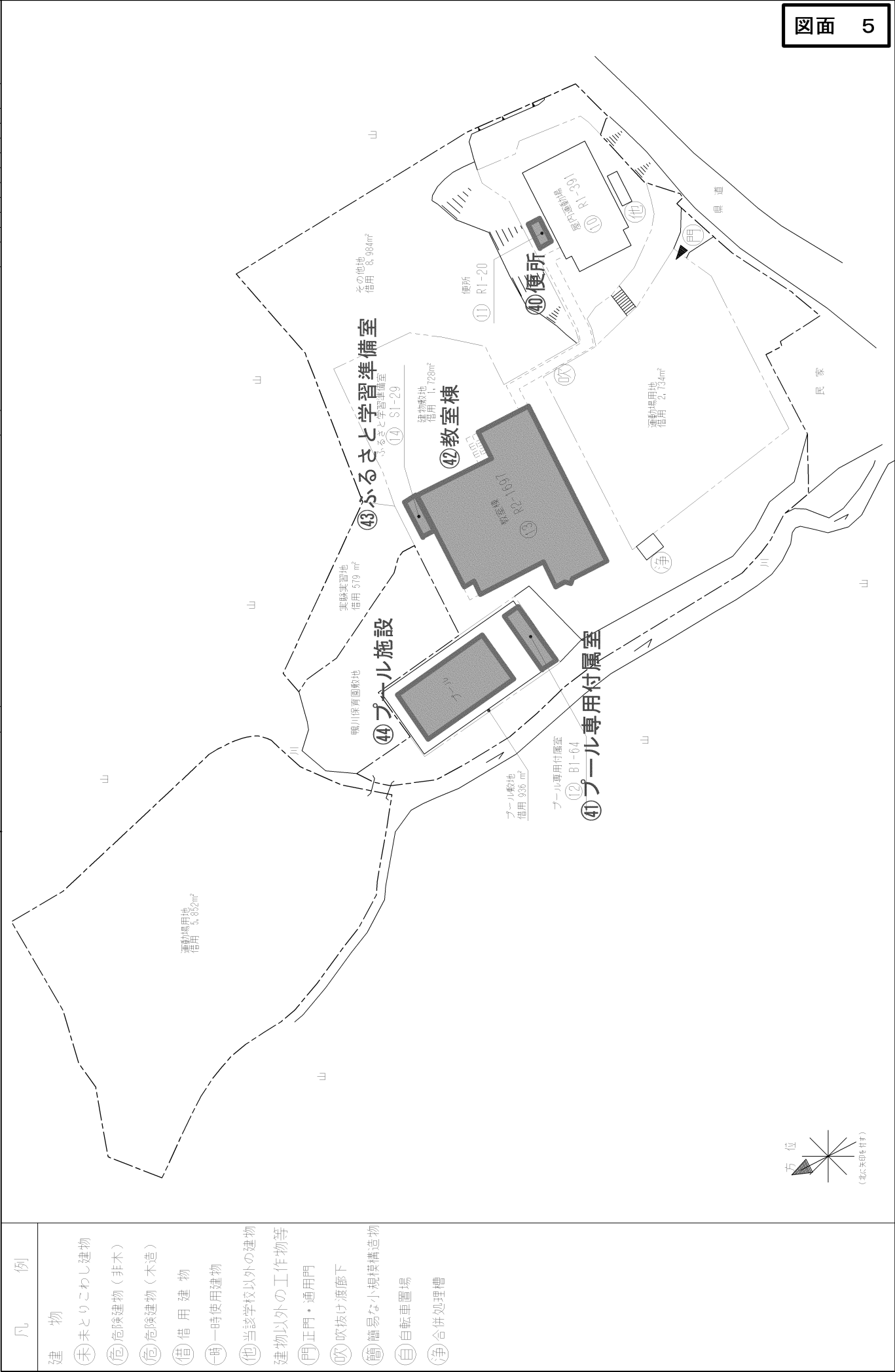
凡例	建物
①	未とりこわし建物
②	危険建物（非木）
③	危険建物（木造）
④	借用建物
⑤	一時使用建物
⑥	他当該学校以外の建物
⑦	建物以外の工作物等
⑧	門正門・通用門
⑨	吹抜け渡廊下
⑩	簡易な小規模構造物
⑪	自転車置場
⑫	浄合併処理槽





施設の配置図	縮尺	1/1200					校名	明川 小学校	調査番号	2822809175		（学校）	整理番号	1230
		0	5	10	20	30				28	228	09175		

図面 5



加東市教育委員会 後援名義使用許可事業一覧表

対象期間 R8.5.16 ～ R8.6.15

文書 番号	許可日	決 定	開催期間	事業名	団体名
116	R8.5.7	許可	R8.6.13	第 4 0 回北播中学校吹奏楽祭	北播吹奏楽連盟
118	R8.5.12	許可	R8.8.2	『夢見る小学校完結編』上映会 & 交流会	トーキョーコーヒー だんない
124	R8.5.13	許可	R8.7.5 ～ R9.3.31	ワークショップコレクション ゲームプログラミング グ・お買い物・おしごと編	みらいの学びフェス ティバル製作委員会
129	R8.5.14	許可	R8.8.22 ～ R9.5.13	コスミックワークショップ 「夏休み おもしろ工作 教室」	特定非営利活動法人 新しい風かとう
161	R8.5.26	許可	令和8年8月	『第45回全国中学生人権作文コンテスト』兵庫県大会 地区予選	北播人権擁護委員協議 会
173	R8.6.2	許可	R8.11.27	第 7 8 回兵庫県造形教育研究大会 兵庫県幼・小・中造形 教育展 播磨東（明石）大会	兵庫県造形教育連盟
174	R8.6.2	許可	R8.8.9	第 5 回北はりま稲刈りロボットコンテスト	一般社団法人北はりま デジタルキャンパス
177	R8.6.2	許可	R8.7.12	加東市子ども会育成連絡協議会 第 1 1 回オセロ大会	加東市子ども会育成連 絡協議会
178	R8.6.1	許可	R8.8.2	令和 8 年度加東市青少年健全育成講演会	加東市更生保護女性会
179	R8.5.29	許可	R8.7.18	オンラインゲームで消防体験！親子で備える防災&マ ネー講座 ～「もしも」に備える、家族の安心づくり ～	一般社団法人ママと子 どもの子育てラボ
190	R8.6.3	許可	R8.8.2	加東市子ども会育成連絡協議会 第 2 0 回親善ドッジ ボール大会	加東市子ども会育成連 絡協議会

許 可	11
不許可	0
取 消	0
申請件数合計	11

令和8年度 図書館の利用状況（2026年5月末現在）

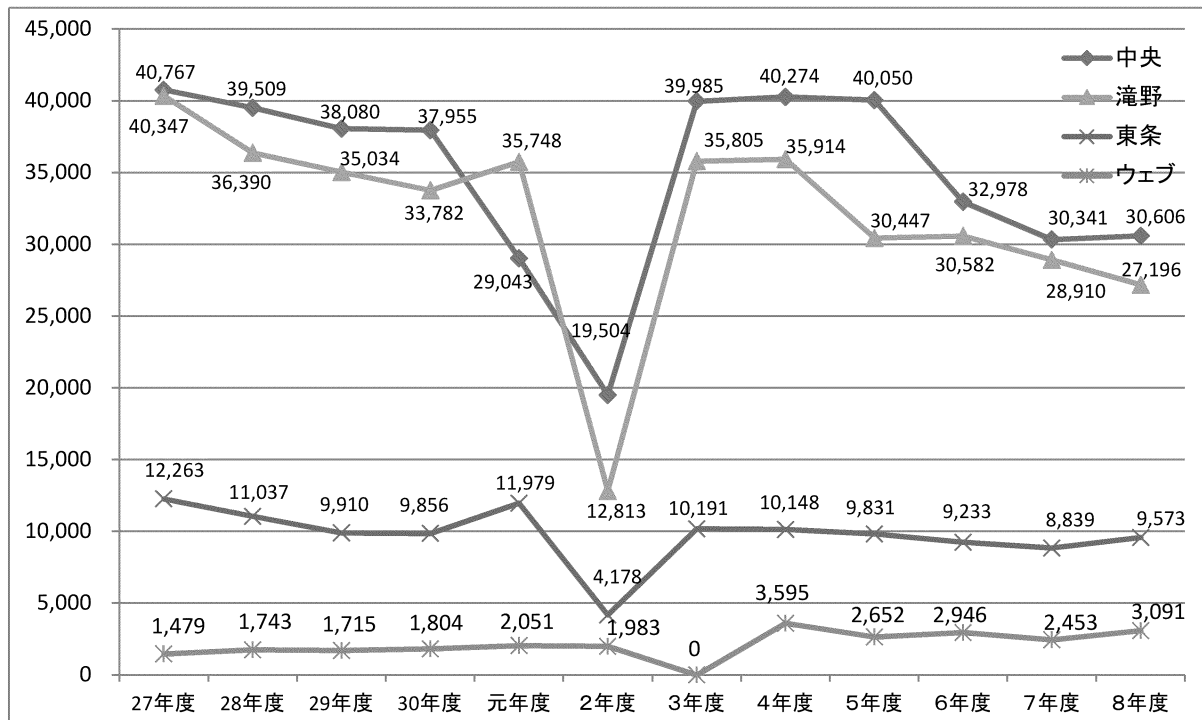
■5月の利用状況

館 名	登録者数	利用者数			予約件数	貸出点数			開館日数
		7年度	8年度	増減比		7年度	8年度	増減比	
中央	188	2,774	2,875	3.6%	493	14,199	13,850	-2.5%	24
滝野	144	2,224	2,333	4.9%	386	13,742	13,573	-1.2%	24
東条	63	724	778	7.5%	160	4,287	4,798	11.9%	24
ウェブ		849	1,212	42.8%	3,314	849	1,212	42.8%	
合計	395	6,571	7,198	9.5%	4,353	33,077	33,433	1.1%	

■4月～5月の利用状況

館 名	登録者数	利用者数			予約件数	貸出点数			開館日数
		7年度	8年度	増減比		7年度	8年度	増減比	
中央	237	5,823	6,142	5.5%	1,045	30,341	30,606	0.9%	50
滝野	162	4,591	4,591	0.0%	749	28,910	27,196	-5.9%	48
東条	72	1,488	1,562	5.0%	335	8,839	9,573	8.3%	48
ウェブ		2,453	3,091	26.0%	6,870	2,453	3,091	26.0%	
合計	471	14,355	15,386	7.2%	8,999	70,543	70,466	-0.1%	

■4月～5月の年度別貸出冊数グラフ



かとうのこんだて

加東市教育委員会
加東市学校給食センター
TEL(0795) 42-0074
FAX(0795) 42-5591

「子育てしやすいまち加東」
加東市立小中学校、義務教育学校に通学するすべての児童生徒の給食費を無償としています。

7月の給食のテーマ
夏野菜を食べて暑い夏を元気に過ごそう

日	主食	牛乳	こんだてめい	赤のなかま おもに体をつくるものになる	黄のなかま おもにエネルギーのもとになる	緑のなかま 体の調子をととのえる	栄養摂取量 () 内は中学生		
							1人1日 kcal	たん白質 g	
1 水	パン 	○	ぐだくさんコンソメスープ にくだんごのケチャップに フルーツカクテルゼリー	ぎゅうにゅう ベーコン にくだんご	コッペパン じゃがいも, さとう, でんぶ なしゼリー, カクテルゼリー みかんゼリー, こんにゃくゼリー	にんじん, たまねぎ, パセリ	632 (882)	25.2 (32.2)	
2 木	半夏生献立 ごはん	○	とうふのすましじる なつやさいとぶたにくのみそあえ たこときゅうりのすのもの 	ぎゅうにゅう とうふ, かまぼこ, ぶたにく, みそ たご	ごはん でんぶ, あぶら, さとう	しめじ, えのき, にんじん, ねぎ かぼちゃ, なす, えだまめ きゅうり	624 (799)	23.3 (28.6)	
3 金	ごはん	○	なつやさいいりみそしる チキンカツのソースかけ こうやどうふのもの	ぎゅうにゅう あぶらあげ, みそ こめごチキンカツ こうやどうふ, とりにく	ごはん あぶら, さとう	なす, かぼちゃ, にんじん たまねぎ, ねぎ ほししいたけ	608 (774)	25.5 (31.4)	
6 月	ごはん	○	にくとじゃがいものうまに さばのおしおき ひじきふりかけ 	ぎゅうにゅう ぶたにく, ちくわ さば ひじき, しらすぼし, かつおぶし	ごはん じゃがいも, さとう, ごま, あぶら	しょうが, にんじん, たまねぎ いとこんにゃく	681 (864)	27.9 (33.9)	
7 火	七夕献立 ちらしずし 	○	たなばたじる とりにくのてりあげ 小2こ 中3こ じゃこピーマン  たなばたさんしよくゼリー	ぎゅうにゅう かまぼこ, あぶらあげ とりにく しらすぼし, くさわかめ	ちらしずし そうめんばち でんぶ, あぶら, さとう ごま, ごまあぶら, ゼリー	にんじん, たまねぎ, オクラ ピーマン, ごぼう	653 (832)	26.2 (34.3)	
8 水	パン 	○	かぼちゃスープ ハンバーグのラタトゥイユソース ビーンズサラダのごまマヨあえ	ぎゅうにゅう ベーコン とうふいりハンバーグ だいず, ひよこめ, とりささみ	コッペパン オリーブあぶら, さとう ごま, ノンエッグマヨネーズ	たまねぎ, にんじん, かぼちゃ パセリ, かぼちゃペースト なす, スズキニ, にんにく トマトピューレ, えだまめ スイートコーン, きゅうり	632 (799)	28.7 (34.5)	
 マークの日は、 かみかみメニュー の日です。  マークの日はスプーンがあります。 ※太字の食品は、 加東市産・兵庫県産 を使用する予定です。 ※物資等の都合により、献立を変更する場合があります。							今月の平均栄養価	630 (809)	25.9 (32.3)

夏は、気温が非常に高い日が続きます。夏野菜は、新鮮で栄養価が高く、水分が多いので、体を冷やす働きがあり、夏バテを予防する働きがあります。夏が旬の食材は、とうもろこし、枝豆、パイナップルがあります。玉ねぎ、じゃがいも、なす、トマト、ピーマン、ズッキーニ、にんにくなどの夏野菜をたくさん取り入れた献立にしています。毎日を元気に過ごすために夏野菜を食べましょう。

7月のかみかみメニュー

2日(木) たこと胡瓜の酢の物
6日(月) ひじきふりかけ
7日(火) じゃこピーマン
17日(金) 鰯の蒲焼き



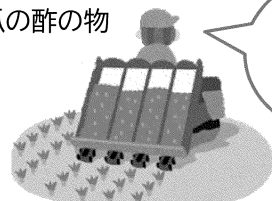
7月2日(木) 半夏生献立

しっかりかんで
食べよう!



- ・ごはん
- ・牛乳
- ・豆腐のすまし汁
- ・夏野菜と豚肉の味噌和え
- ・たこと胡瓜の酢の物

「半夏生」とは夏至から数えて11日目のことをいい、今年は7月2日(木)です。半夏生は気候の変わり目として、農作業の大切な目安とされています。関西地方では、半夏生にたこを食べる習慣があり、「稲の根がたこの足のように大地にしっかり根付くように」という願いが込められています。



田んぼに
稲を
植え終える
目安の日です

7月7日(火) 七夕献立

- ・ちらし寿司
- ・七夕汁
- ・じゃこピーマン
- ・牛乳
- ・鶏肉の照り揚げ
- ・七夕三色ゼリー

七夕とは、織姫と彦星が一年に一度だけ天の川を渡って会えるという伝説に由来する行事で、短冊に願い事を書いて笹に飾るという風習があります。ちらし寿司と、天の川に見立てたそうめん、星に見立てたオクラや星形のかまぼこを入れた七夕汁、七夕にちなんだゼリーを取り入れています。



夏の暑さに負けない食事を心がけよう ～夏バテを予防しよう～

- ① 1日3食、しっかり食べましょう
食事は、1日のエネルギーのもとになります。食事回数が減ると栄養が不足し、夏バテしやすくなります。特に朝ごはんはしっかり食べましょう。



- ② こまめな水分補給をしましょう
のどが渇く前に水やお茶でこまめに水分補給をしましょう。



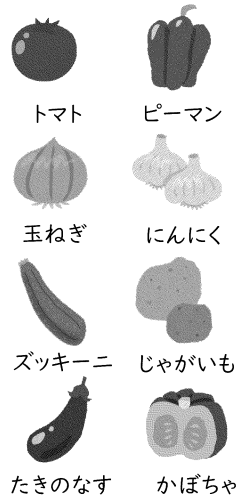
- ③ 旬の夏野菜をたくさん食べましょう
夏野菜は、体の抵抗力を高めるビタミンAや、夏の暑さに負けないようにするビタミンCを豊富に含むものが多いことが特徴です。夏野菜は水分が多く、体を冷やす働きがあります。



日	主食	牛乳	こんだてめい	赤のなかま おもに体をつくるものになる	黄のなかま おもにエネルギーのもとになる	緑のなかま 体の調子をとのえる	栄養摂取量 ()内は中学生		
							1人1日 kcal	たん白質 g	
9 木	げんりよう ごはん	○	しおラーメン やきシューマイ 小2こ 中3こ ガバオライス	ぎゅうにゅう ポークシューマイ ぶたにく	ごはん ちゅうかめん さとう	たまねぎ,もやし,ねぎ にんにく,ピーマン	589 (778)	25.2 (32.0)	
10 金	ごはん	○	マーボーなす とりにくのさっぱりに はるさめサラダ	ぎゅうにゅう ぶたにく,みそ とりにく	ごはん あぶら,さとう,ごまあぶら でんぶん,はるさめ,ごま	なす,しょうが,とうがん,にんじん たまねぎ,ほししいたけ,きくらげ ねぎ,にんにく きゅうり	667 (857)	26.3 (32.3)	
13 月	ごはん	○	ぶたどん とりにくのみそたれかけ わふうサラダ	ぎゅうにゅう ぶたにく,とりにく,みそ まぐろあぶらづけ,わかめ	ごはん さとう,でんぶん オリーブあぶら,ごまあぶら,ごま	にんじん,ほししいたけ いとこんにゃく,たまねぎ キャベツ,ズッキーニ	633 (827)	28.4 (36.9)	
14 火	加東市・杜高校 ・LINK UPの 連携事業 ごはん	○	もずくとオクラのトロっとスープ あじのさわやかなばんづけ ひじきとえだまめサラダの ごまマヨえ レモンゼリー	ぎゅうにゅう もずく,とうふ あじ ひじき,まぐろあぶらづけ	ごはん ごまあぶら,でんぶん,あぶら さとう,ごま,ノンエッグマヨネーズ レモンゼリー	オクラ,たまねぎ,スイートコーン ピーマン,トマト えだまめ,キャベツ,にんじん	609 (764)	24.5 (29.9)	
15 水	げんりよう パン	○	やきそば チキンウインナーのケチャップかけ 小2ほん 中1ほん ブロッコリーとにんじんのマリネ	ぎゅうにゅう ぶたにく,さつまあげ,こなかつお チキンウインナー	コッパパン やきそばめん さとう,でんぶん,オリーブあぶら	キャベツ,もやし,たまねぎ ブロッコリー,にんじん	626 (833)	29.9 (38.8)	
16 木	かとう夢プラン ごはん	○	なつやさいカレー だいたいのフレンチサラダ れいとうパイ	ぎゅうにゅう ぶたにく だいたひ,とりさきみ	ごはん じゃがいも あぶら,さとう	たまねぎ,かぼちゃ,なす ピーマン,トマト,ズッキーニ スイートコーン,にんにく,きゅうり パイナップル	622 (790)	22.9 (27.8)	
17 金	ごはん	○	じゃがいものみそしる いわしのかばやき キャベツとズッキーニの ツナマヨえ	ぎゅうにゅう あぶらあげ,かまぼこ,とうふ みそ いわし,まぐろあぶらづけ	ごはん じゃがいも でんぶん,あぶら,さとう ノンエッグマヨネーズ	にんじん,たまねぎ,ねぎ キャベツ,ズッキーニ スイートコーン	611 (783)	22.4 (27.7)	
マークの日は、かとう夢プランの日です。 マークの日は、かみかみメニューの日です。マークの日はスプーンがあります。 ※太字の食品は、加東市産・兵庫県産を使用する予定です。 ※物資等の都合により、献立を変更する場合があります。							今月の平均栄養価	630 (809)	25.9 (32.3)

各栄養摂取量は、
上段が小学校3・4年生
下段が中学校の数値です。

加東市で 作られています



旬の食材



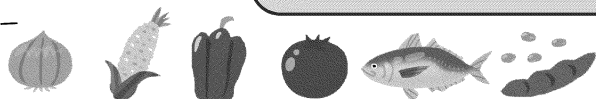
加東市・杜高校・LINK UPの連携事業

加東市、社高校、一般社団法人LINK UPの連携事業の一環で、加東市の児童生徒の「食」への関心を高め、心身ともに健康な未来へつなぐプロジェクトとして、学期ごとに連携給食を提供します。社高校生活科学科が考案した献立をLINK UP所属の阪神タイガース近本光司さん(社高校出身)が監修し、給食センターで心を込めて調理した給食です。

◇テーマ「旬の野菜で心も体もパワーアップ」

- ・ごはん
- ・牛乳
- ・もずくとオクラのトロっとスープ
- ・鰯のさわやか南蛮漬け
- ・ひじきと枝豆サラダのごまマヨ和え
- ・レモンゼリー

夏を元気に過ごすために、旬の食材であるオクラ、とうもろこし、鰯、玉ねぎ、トマト、ピーマン、枝豆を取り入れました。



〇夏休みの過ごし方について

夏休み期間中、生活のリズムを崩さず、毎日元気に過ごすために、「早寝・早起き・朝ごはん・運動」を意識して取り組みましょう。



①夜更かしせず、
早めに寝る



②決まった時間に
起きる



③栄養バランスの
よい朝ごはんを
食べる



④適度な運動を
する

かとう夢プラン

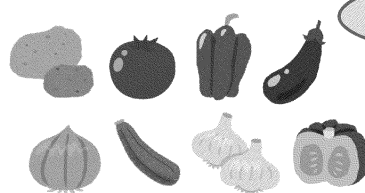
楽しみのある学校給食特別メニュー

7月16日(木)「加東市産夏野菜献立」

- ・ごはん
- ・夏野菜カレー
- ・冷凍パイ
- ・牛乳
- ・大豆のフレンチサラダ

加東市の生産者が育ててくれた玉ねぎ、じゃがいも、かぼちゃ、なす、ズッキーニ、トマト、ピーマン、にんにくを使ったカレーです。心を込めて野菜を作ってくれた地元生産者の方々に感謝していただきます。

デザートは、ひんやりと冷たい、夏が旬のパイナップルを提供します。おいしくいただきます。



残さず食べてね!



栄養教諭より

1学期最後の月です。毎日、給食を残さず食べることができましたか?しっかり食べることは、成長期の皆さんにとって、心身の健康につながるので、とても大切なことです。夏休み期間も栄養バランスのよい食事を心がけ、特に不足しがちなカルシウムを多く含む食品の小魚、牛乳、乳製品を積極的に摂取しましょう。

